

令和2年6月玉川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和2年6月5日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主査	大竹絵美子
------	------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	塩澤理博君
住民課長	塩田敦君	税務課長兼 会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	溝井浩一君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	須釜信一君
公民館長	小針武彦君		

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和2年6月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 大和田 宏 君

8番 飯 島 三 郎 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの5日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年玉川村議会6月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともに何かとご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、新型コロナウイルス感染症に対する政府・県の動きと本村の取組、村政に関する当面の諸課題等について所信の一端を述べさせていただきます。

政府は、5月25日に全ての都道府県について新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を解除しましたが、外出自粛や3密の回避など、不自由な生活を余儀なくされながらも感染拡大防止に協力した国民一人一人や、厳しい経営状況の中、休業要請等に協力し、必死になって頑張っている企業、事業者等をはじめとする全国的な取組の成果であると受け止めております。

一方で、5月23日から6月3日までに北九州市で児童生徒12人を含む合計124人の感染が確認されているように、宣言の解除は、決して安全宣言を意味するものではなく、今後も持続的な対策が必要になると見込まれることから、3つの密を避けるとともに、マスクの着用、手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を継続するという「新しい生活様式」の定着が求められています。

また、5月28日に政府が公表した月例経済報告によりますと、全国の景気は、「急速な悪化が続いており、厳しい状況にある」との認識を示し、先行きについても「当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる」とされております。

そのような状況の中で、政府は、新型コロナウイルス感染症による経済危機を克服する追加対策として、雇用維持や企業の資金繰り支援を強化するなどのため、一般会計歳出総額31兆9,104億円となる2020年第2次補正予算案を5月27日に閣議決定いたしました。今後は、6月8日に衆参両院の本会議で審議が行われ、11日の成立が見込まれております。

福島県においては、5月27日に知事メッセージを発出し、本県の新規感染者が5月9日以降確認されていないことから、感染拡大が抑えられている状況にあることを述べておりますが、一方で、再び感染が拡大する可能性もあり、新型コロナウイルス感染症との闘いは長期戦になるものと見込んでおり、依然として先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いているとしております。

県内の経済につきましても、宿泊業や飲食業をはじめ様々な業種が大変厳しい状況にあり、早急な対応が求められており、県は、その対策として、外出の自粛や休業等にご協力をいただいていた県民と宿泊・観光関連事業者等を応援するため、独自に福島県民限定の宿泊割引支援を6月1日からスタートさせております。あわせて、今後は段階的に社会経済活動のレベルを引き上げ、経済を再生していく必要があることも示しております。

本村においては、5月28日の第3回玉川村議会臨時会においてご議決、ご承認をいただきました、収入が急減した村内の事業者等へ支援金を交付して経営持続を支援する中小企業等経営支援交付金事業や、村内事業者等が消毒液などの感染防止用品を購入するための経費を支援する感染拡大防止事業、さらに、全村民に1人当たり2,000円分の商品券を配布し村内の商店や事業所等で消費いただく商店活性化・住民生活応援事業などの事業を、スピード感を持って展開しております。

また、1人当たり10万円を支給する特別定額給付金については、6月4日現在で95.4%、金額にして6億3,230万円の支給が完了し、児童手当を受給する世帯に対して児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金については、6月中旬の支給を予定しております。

村内公共施設の感染予防対策としては、まずは重複災害に備えるため、指定避難所における消毒液と体温計を配置、感染防止用のパーティション等の設置により避難世帯を区切って、プライバシーの保護と避難所運営における感染予防を図ってまいります。

また、3月より閉鎖しておりました村内の体育施設等については、予約制にすることや、消毒液の配置、マスク着用の徹底など感染防止に細心の注意を払いながら、順次再開しております。

様々な団体等の協力の下、村内全域で毎年実施しております花いっぱい運動につきましては、参加団体のご協力を得ながら、3密を避け例年どおり実施させていただいております。

一方、感染予防の徹底が難しいと見込まれる村民球技大会や玉川夏祭りについては、関係団体等とも協議の上、中止とさせていただき、村民懇談会や中学生国内研修は延期する予定としております。また、村敬老会や、たまかわ産業まつり、玉川村民文化祭などについては、今後の感染状況や、感染予防対策などを見極めながら、開催について判断してまいります。

今後も、国の2次補正における国・県等の新たな支援策等について速やかに把握し、時期を逸することなく、必要とする具体的な情報等を住民や事業者等への周知徹底を図るとともに、引き続き、村民や村内事業者等のご意見をお聞きしながら全力で支援してまいりたいと考えております。

次に、甚大な被害をもたらしました東日本台風の災害対応につきましては、農業者や関係機関等のご尽力により多くの農地が復旧し、阿武隈川の氾濫により浸水しました水田につきましても計画どおり作付が行われたことを確認しておりますが、収穫に向け順調に成長していくよう、引き続き相談や助言等の支援を行ってまいります。

令和元年度から繰越しになりました強い農業・担い手づくり総合支援事業につきましても、パイプハウスの建て替えや農業機械の購入等に対する補助金として、対象者43名のうち39名に対し概算払いによる支給が完了し、残りにつきましては、秋の農繁期に使用する農業機械の購入等に対して補助金の支給を予定しております。

被災した道路、河川等の復旧につきましては、緊急性や農作物の作付に影響の高いものから順次発注することとしており、5月末現在で、農地・農業用施設災害復旧事業は、予定している32件全てについて発注を終えております。また、公共土木施設災害復旧事業につきましては、予定している14件のうち4件の発注、単独災害復旧工事が20件のうち11件の発注、小災害復旧工事が40件のうち8件の発注を終え、計画的に工事を進めております。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、今後も安全で豊かな村づくりを推進し、村民一人一人が安心な日常生活が送れるよう各種施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の引き続きのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年6月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由の

ご説明をいたします。

まず初めに、報告第1号 繰越明許費についてであります。災害等廃棄物処理事業、玉川村生活再建支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業、農地災害復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、森林再生事業、道路整備事業、社会資本整備総合交付金事業、中学校大規模改修事業、給食センター整備事業及び各種災害復旧事業について、令和元年度玉川村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 事故繰越しについてであります。震災対策農業水利施設整備事業について、令和元年東日本台風により調査予定であった三ツ池が決壊し、調査可否の判断及び他の調査箇所へ振り替える変更手続が遅延し、年度内の事業完了が困難となったことから、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和元年度玉川村一般会計事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 繰越明許費についてであります。農業集落排水事業玉川地区の管路整備及び竜崎処理場・中継ポンプ施設の災害復旧工事について、令和元年東日本台風により年度内の事業完了が困難となったことから、令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

次に、報告第4号 令和元年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書についてであります。四・新田地区水道整備測量業務委託について、令和元年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告をするものであります。

次に、議案第36号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免に関する条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第37号 玉川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、村固定資産評価審査委員会条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 玉川村税条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の

改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、村税条例等においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号 玉川村地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地域再生法の規定に基づく省令の一部を改正する省令の施行に伴い、条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号 令和元年台風第19号による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、台風第19号による被災者に対する令和2年度の国民健康保険税の一部を減免するための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金を支給するため、改正するものであります。

次に、議案第42号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和2年度の保険税を課税するに当たり、医療分の基礎課税額及び後期高齢者支援金の課税額並びに介護分の介護納付金課税額の案分率を改正するものであります。また、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正を行うものであります。

次に、議案第43号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行令第38条及び第39条の改正により低所得者保険料軽減が強化され、それに伴い、介護保険条例の保険料率の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号 玉川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金を支給するため、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者に関する条例の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 令和2年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和2年度の事業費納付金の決定並びに保険税の算定結果に基づき所要額を補正するものであります。

歳入については、保険税で4,237万1,000円、県支出金で5,004万円を減額し、繰越金については、前年度決算見込みで生ずる剰余金8,927万4,000円を追加計上いたします。

一方、歳出については、保険給付費で588万円を減額し、事業費納付金を217万円、予備費で57万3,000円を増額いたします。

その結果、歳入歳出それぞれ313万7,000円を減額し、予算総額を7億3,789万9,000円とするものであります。

次に、議案第46号 旧四・分校観光交流拠点整備工事請負契約の締結についてであります。令和2年5月27日に仮契約を締結したところであります。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 郡山市と玉川村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更に関する協議についてであります。本村は、こおりやま広域連携中枢都市圏の形成を目指し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を郡山市と締結しており、今回、災害発生時における対口支援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更することの協議について議決を求めるものであります。

次に、議案第48号から第61号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。現農業委員会委員の任期が7月19日で満了することに伴い、新たに農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、慎重にご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時24分）